長崎市医師会保健福祉センター　訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第１条　一般社団法人長崎市医師会が開設する長崎市医師会保健福祉センター（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）及び主治の医師が必要を認めた療養者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の提供に当たっては、利用者及び家族の心身の特性を踏まえて、利用者の意思を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、主治の医師、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　長崎市医師会保健福祉センター

（２）所在地　　長崎市栄町２番２２号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　看護師１名

管理者は、事業所の従業者の管理、設備や備品等の衛生的な管理及び業務の実施状況の把握等の管理、並びに事業の利用の申込みに係る調整等を一元的に行うものとする。

（２）看護職員等　１５名（管理者１名を含む）

（看護師　　１３名・理学療法士　１名・作業療法士　１名）

看護職員等は、訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成し、主治の医師や関係機関との連携を密に行いながら、事業の提供に当たる。

また、理学療法士・作業療法士の訪問がリハビリを中心とするものである場合は、リハビリ計画書及び報告書を作成し、QOL の向上を支援する。

（３）事務職員　１名　必要な事務等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日～金曜日　　ただし、国民の祝日、夏期休暇８月１５日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は休業とする。

（２）営業時間　午前９時～午後６時

（３）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）病状・障害の観察　　（２）身体の清潔の保持

（３）食事及び排泄等日常生活の介助　　（４）褥瘡の予防・処置

（５）リハビリテーション　　（６）ターミナルケア

（７）認知症患者の看護　　（８）療養生活や介護方法の指導

（９）カテーテル・装着医療機器等の管理（１０）その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、越えた地点からその実費を徴収する。

３　死後の処置料は１５，０００円（材料費込）とする。

４　キャンセルの場合、６時間前までに連絡があれば無料とし、連絡がなかった場合には、一律２，５００円のキャンセル料を申し受ける。ただし、利用者の容態の急変、緊急などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

５　上記やその他保険外の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、長崎市（旧野母崎町、旧三和町、香焼町、高島町、伊王島町、三重町、旧外海町及び旧琴海町を除く）の区域とする。（上記地域外の方も相談に応じる。）

（緊急時等における対応方法）

第９条　看護師等は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医の指示のもと、利用者および家族の意向に沿うべく必要な措置を講じる。

（虐待防止に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症の予防及びまん延防止に関する事項）

第１１条　事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第１２条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束）

第１３条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメントへの対応）

第１４条　事業所は、ハラスメント対策について、次のとおり対応する。

（１）職場において行われるハラスメントにより、事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（２）カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（３）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

（４）相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者へ周知する。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設け、サービス提供体制を整備する。

（１）採用時研修（１か月以上）　　（２）継続研修（内部研修および外部研修）

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。

3　事業所は、事業の提供に関する記録を整備し、その記録を完結の日から５年間保存しなければならない。
4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人長崎市医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１２年　４月１日から施行する。
この規程は、平成１２年１１月１日から施行する。
この規程は、平成１４年　４月１日から施行する。
この規程は、平成１７年　２月１日から施行する。
この規程は、平成１７年　４月１日から施行する。
この規程は、平成１７年　７月１日から施行する。
この規程は、平成１９年　２月１日から施行する。
この規程は、平成２０年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２１年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２２年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２４年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２５年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月１日から施行する。
この規程は、平成２８年　５月１日から施行する。
この規程は、平成２９年　２月１日から施行する。
この規程は、平成２９年　４月１日から施行する。
この規程は、平成３０年　７月１６日から改定する。
この規程は、平成３０年１１月１日から施行する。
この規程は、平成３１年　２月１日から施行する。
この規程は、令和２年　８月１日から施行する。
この規程は、令和２年　９月１日から施行する。
この規程は、令和２年１０月３日から施行する。
この規程は、令和４年　４月１日から施行する。
この規程は、令和６年　４月１日から施行する。
この規程は、令和７年１１月１日から施行する。
この規程は、令和８年１０月１日から施行する。